

事業継続支援給付金給付事業 【第2期】

商工観光部商工振興課

事業費：345,190千円

(A+B)

事業の背景

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全国的に消費や投資活動が著しく減退し、国民生活に多大な影響が見られる中で、本市の状況も例外ではない。このような中、これまでの生活を維持・継続するためには中小企業者等の事業継続が必要不可欠であることから、本市では令和2年8月まで市内中小企業者等を対象に事業継続支援給付金給付事業を実施したところである。
また、当該感染症対策として、国及び県が様々な景気回復策を講じ、本市でもプレミアム付商品券を発行するなど消費喚起による地域経済の活性化を図っているものの、現時点では当該感染症の収束の見通しは立たず、中小企業者等は事業継続への懸念を払拭できない状況が続いている。

事業の概要

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、経済的に大きな影響を受け、売上が落ち込み、又は引き続き回復せず、事業継続が困難となっている市内中小企業者等に対し、給付金を給付する。

【対象者】 市内に事業所（店舗）がある中小企業者等（農林水産業者を含む）

【給付要件】

- ① 令和2年2月1日時点において市内で事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年7月～9月の売上の平均が、前年同期間の事業収入の平均に比して、20%以上減少していること。
- ③ 令和元年分の事業所得を申告していること。
- ④ 2019年（平成31年1月～令和元年12月）に市税の滞納がないこと。 等

【給付金額】 340,000千円 A（負担金補助及び交付金）

一律 10万円 ※ 2,500事業者

上乗せ給付 10万円 ※ 900事業者（従業員を雇用している雇用保険適用事業所）

【申請受付】 令和2年12月8日（火）～令和3年2月1日（月）

【事務費】 5,190千円 B（報酬、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料 等）